

浸水防止施設設置費 補助金制度のご案内

近年頻発している集中豪雨被害の軽減対策として、過去に浸水被害に見舞われた方、また今後浸水被害に見舞われそうな方を対象に、浸水による家屋等の被害を防止するため、新たに設置される「浸水防止施設」に対し、補助金を交付します。

補助対象者（対象地区）

- ・平成12年9月（東海豪雨）以降において、浸水による家屋等の被害に見舞われた方
- ・今後も浸水による被害が発生する恐れのある地域に家屋を所有している方

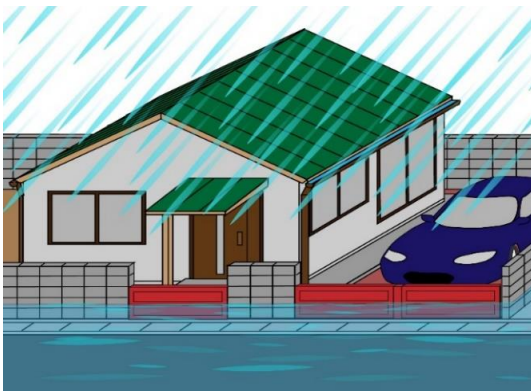
補助対象とならないもの

- ・国や他の地方公共団体及び独立行政法人、その他規定の団体等が設置する場合
- ・家屋の新築及び改築に伴い設置される場合
（浸水により実際に被害を受けたため、同一敷地に家屋を新築する場合を除く）
- ・土地や家屋の売買を業とする者が、営利を目的に所有している土地に設置される場合
- ・既に浸水防止施設設置補助金を受けている場合
ただし、以下の場合は除く
 - ・処分制限期間を経過している場合
 - ・処分承認申請書又は亡失報告書を提出している場合

補助額

- ・設置される浸水防止施設の工事費総額の10分の9に相当する額
- ・補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額
- ・補助の限度額は、200,000円

※浸水防止板設置イメージ



豪雨による浸水から家屋等を守るため、新たに浸水防止施設を設置する場合、施設の設置費を補助します。

裏面へ続く



補助の手続きの流れ



補助金の申請

- 交付申請書（様式第1）にて申請してください。
※見積書及び構造図、誓約書等も添付してください。

補助金の交付決定

- 審査のうえ交付決定通知書（様式第4）により決定します。

工事着手

- 実績報告書提出時には、工事写真（着手前・施工過程・完了後）の写真の添付が必要です。
- 申請内容に変更があった場合は、変更申請書（様式第5）により変更の手続きをしてください。

工事完了

- 代金を支払い、代金の請求書及び領収書をもらってください。

実績報告書の提出

- 実績報告書（様式第6）を提出してください。
※工事写真（着手前・施工過程・完了後）を添付してください。
※代金の請求書の写し及び領収書の写しも添付してください。

完了確認検査

- 市が現地及び写真にて確認検査を行います。
※検査の際は、申請者または施工者の方がお立合いただきますようお願い申し上げます。

補助額の決定


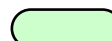
- 交付確定通知書（様式第7）により通知します。

補助金の請求

- 交付請求書（様式第8）を提出してください。
※提出の際、金融機関・支店名・口座番号・名義人（補助金申請者）を預金通帳で再度ご確認ください。

補助金の支払

- 補助金の請求後、市から指定の口座に振り込みます。

※  は申請者（設置者）が行う事務等で、 は市が行う事務等です。

問合せ先

江南市水道部下水道課 雨水排水グループ
 〒483-8018 江南市般若町中山1 4 6 番地
 TEL (0587)54-1111
<https://www.city.konan.lg.jp>

※下水道課は市役所本庁舎内にごさいませんので、ご注意ください。

